

吳市立阿賀中学校 生徒指導規程
(生徒心得)

第1章 総 則(目的)

第1条 この規程は吳市立阿賀中学校の教育目標を達成するものであり、生徒が、自主的・自律的に学校生活を送るという観点から必要事項を定めるものである。また、感謝の心を持ち、社会に貢献できる生徒の育成をめざし、教職員、保護者、地域が共通認識を図るためのものである。

第2章 学校生活に関するこ

第2条 あいさつ

- 1 さわやかで丁寧なあいさつをする。
- 2 朝会や学年集会等で号令がない場合にも、相手が礼をしたら禮で返す。
- 3 職員室の入退室は、身だしなみを整えノックをして「失礼します」「失礼しました」とはつきりあいさつをする。
- 4 生徒同士でも、お互い気持ちのよいあいさつ・言葉遣いをする。

第3条 登 校・欠席連絡

- 1 8時20分までに登校し、25分には席に着いておく。(遅刻の基準)
- 2 欠席または遅刻する時には、朝、必ず保護者から学校に連絡してもらう。
- 3 遅刻した場合は必ず職員室へ寄り、登校証明書をもらって教室へ行く。
- 4 バス通学は、許可された生徒に限る。

第4条 朝の会・朝 会

- 1 朝の会は8時25分～40分とし、出欠確認・健康観察・伝達等を行う。
- 2 第1月曜日 学校朝会、第2月曜日 生徒朝会、第3月曜日 学年集会を原則として実施する。
- 3 体育館に入ったら黙って整列し、1年男子と3年女子を基準に静かに座って待つ。
- 4 自治委員は、出席を確認し担任に報告する。遅刻した人は先生に理由を告げて、各列の最後尾に座る。

第5条 授 業

- 1 授業開始のチャイムが鳴り終わる前に、授業道具を整え、椅子に座る。
- 2 授業中は、立腰を意識し、きちんとした姿勢で受ける。また、板書だけでなく考えたことや気がついたことは進んでノートに記入する。
- 3 授業の内容を深めるために積極的に発表し、友達の意見にはしっかりと耳を傾ける。また挙手は指先を伸ばし、腕が耳につくようにまっすぐに手を挙げる。
- 4 指名されたら「はい」と返事をして立ち、みんなの方向を見て発表する。
- 5 授業の前後ではきちんとしたあいさつをする。
- 6 やむをえず遅刻した場合は、まず、先生にきちんと理由を話し指示に従う。また忘れ物をした時には、事前に申し出て指示を受ける。
- 7 教室移動をする時は、係が責任をもって、消灯、戸締まりをする。

第6条 試験

- 1 机の上は、鉛筆、消しゴム、定規のみ（別に指示された場合を除く）置き、机の中は空にする。試験中は下敷きの使用や用具の貸し借りを禁止する。
- 2 机の横には何もかけず、かばんは、自分のロッカーの中に入れておく。
- 3 試験中はトイレに行かない。必ず休憩時間にすませておく。
※緊急の場合、監督の先生に申し出る。その後の受験は別室等配慮する。
- 4 鉛筆や消しゴム等が床に落ちたときは、静かに手を挙げる。
- 5 不正行為があった場合、その教科は0点とする。
- 6 体調等が悪い場合には、別室での受験等配慮する。
- 7 遅刻した場合、試験開始20分以降、その教科は受験できない。別室にて待機し、次の教科から受験する。

第7条 休憩時間

- 1 教室移動など、次の授業の準備を整えてから、静かに時間を過ごす。
- 2 他の学級の教室へは無断で入らない。また特別教室を除いて、自分の学年以外の階へは行かない。

第8条 昼食

- 1 食事の前後では、全員で合掌し、自分の席に座って食べる。
- 2 13時05分より早く教室を出ない。
- 3 デリバリー給食を注文している人は、規程に従ってゴミの処理をする。
- 4 13時10分までに配膳室へ返却する。時間内に食べきれなかった人は13時15分までに配膳室へ返却する。

第9条 昼休憩

- 1 憩いの広場も活用して過ごす。南側の校庭以外でのボール遊びは禁止する。
- 2 予鈴がなったら、ただちに教室へもどり、授業の準備をする。

第10条 清掃

- 1 分担場所の清掃を班員全員で最後までやりとげる。また掃除の最後には担当の先生の下、全員で振り返りを行い、あいさつをして終わる。
- 2 掃除用具は丁寧に扱い、清掃活動以外で破損した場合は弁償する。

第11条 帰りの会

- 1 1日の反省や明日の連絡、係や先生の話をきちんと聞く。

第12条 放課後

- 1 各教室は鍵係か教職員が施錠し、鍵を職員室へ返す。
- 2 放課後に教室を使用する場合は、担任の許可を得る。

第13条 部活動

- 1 朝練を実施する場合は、7：15より鍵の貸出しを行い、7：30以降に始め、8：10までに鍵を返却する。（現在コロナ禍のため中止）
- 2 部活動は、必ず顧問の指示の下を行い、部活動の最後は顧問と共にミーティングを行い、活動の反省をする。顧問が不在の場合には、部長が顧問の代わりにミーティングを行った後、職員室に部活終了の報告をする。

- 3 部活休養日は毎週水曜・日曜日とするが、グランドや体育館の使用状況によって、日曜日と土曜日を入れ替えても良い。（長期休業中は計画調整する）
また、週末に大会がある場合は、生徒の体調管理・けが防止のため、水曜日1時間程度の活動を許可する。

第14条 下校

- 1 完全下校
冬時間：11月第1週～卒業式まで 17:30
夏時間：卒業式後～10月最終週 18:00
※大会、コンクール1週間前は、30分間の部活延長可能とする。
- 2 やむをえず学校へ残る場合は、先生の許可を得て、指示に従う。
- 3 下校の際は、交通安全に気をつけ、寄り道をせず家にまっすぐ帰る。

第15条 早退・欠課・外出など

- 1 健康上の理由などでやむをえず、早退・欠課、学校からの外出が必要な場合は、担任、保健室の先生の許可を得る。
- 2 保護者との連携で生徒のみで早退する場合は、無事自宅に着いたことを学校へ報告する。

第16条 所持品・通学バッグ

- 1 個人の持ち物には、名前をきちんと書く。
- 2 授業道具以外の不要物は持って来ない。不要物を見つけた場合は保護者に来校を求め、保護者に返却する。
＊特別な事情があるときは要相談
- 3 通学バッグは学校指定のものを使用し、装飾物は1つとし、華美でないものとする。
- 4 授業日はセカンドバッグのみの登校は許可しない。
- 5 不要なお金は持って来ない。やむをえず持って来る場合は、朝、先生に必ず預ける。

第3章 服 装・容 姿

第17条 頭 髪

- 1 中学生らしいさっぱりとした清潔感のある髪型にする。
・男子の髪は、目、肩にかかるない。
・女子の髪は、前髪が目にかかるようカットするか、わけてヘアピンでとめる。
後ろは肩にかかる場合はゴムで頭の後ろでとめる。
- 2 化粧品、整髪料（ムース等）や香料の使用は禁止する。
- 3 違反のある場合は、保護者に連絡をして、期日を決めてなおすよう指導する。

第18条 制 服・服 装

- 1 【男子】上着、ズボンとも呉市の標準型学生服とする。
【女子】紺の標準服（スカート丈はひざがかくれる程度とする。）スラックスも可。
- 2 変形服は禁止とする。
- 3 ベルトは黒か茶色とし、特別な飾りや金具のないものを使用する。
- 4 白カッターシャツを着用し、ズボン、スカートにきちんと入れる。綿シャツ、ボタンダウンなどは禁止する。
- 5 第1ボタンをきちんと止める。ただし、夏期の場合第1ボタンをはずしてもよい。
- 6 夏期は白カッターシャツ（半袖・長袖）を着用する。長袖の場合は袖のボタンをきちんと留める。登校後、暑くなったら場合は袖をきちんと折りたたむことは許可する。

- 7 ズボンをズラしたり、スカートを折ってはいたりしない。
- 8 靴下は白とする。ワンポイントは可、ルーズソックスやくるぶしができるショートソックスは不可。
- 9 セーターの色は黒、紺、ベージュ、灰色で色が派手でなく、無地のもので上着から出ないものとする。丸首、タートルネックは着用不可。
- 10 トレーナーは不可。
- 11 運動靴は白の布製でひものついたものとする。
ハイカットは不可。
- 12 学生服、ベスト、カッターシャツの名札は安全ピンで着脱する（当面は移行期間）
ただし、夏服等ネームが刺繡してある場合は不要。
- 13 衣替え期間は特に設けない。（自分で調整）
- 14 冬期の登下校では、手袋、マフラー、ネックウォーマーの使用を許可するが派手でないものとする。また、校舎内での着用は不可とする。
- 15 リップクリーム等を使用する場合は無色、無臭のものに限る。
- 16 肌着は無地のものを着用する。
- 17 学校指定のウインドブレーカーを登下校及び部活動で着用してもよい。ただし、校舎内での着用は許可しない。又、女子に限り肌色・黒のストッキングまたはタイツを着用しても良い。

第 19 条 その他

- 1 公共物を大切にする。窓ガラスなど公共物を破損した場合は、必ず担任に報告する。
故意に破損した場合は弁償とする。
- 2 生徒間のお金の貸し借りはしない。
- 3 やむをえず夜間外出する場合には、前もって帰宅時間や行き先を必ず保護者に伝えておく。また、保護者を伴わない外泊は禁止する。
- 4 自転車での通学は禁止する。
- 5 遊技場（カラオケ、インターネットカフェ等）の利用や出入りは保護者同伴を原則とする。
- 6 アルバイトは原則として禁止する。

第 4 章 触法行為・特別な指導

第 20 条 触法行為があった場合、特別な指導と警察など関係機関との連携を行う。

- (1) 飲酒・喫煙 (2) 窃盗・万引き等 (3) 器物破損 (4) 性に関すること
- (5) 薬物等乱用 (6) 刃物等所持 (7) いじめ・暴力・威圧・強要行為
- (8) 無免許運転 (9) その他法令・法規に違反した行為

第 21 条 触法行為や問題行動を繰り返したり、注意・指導に従わなかつたりした場合は、発達段階・問題行動の内容等を踏まえ、次の通り特別な指導を行う。

1 特別な指導の実施の仕方

- ① 特別な指導は学校体制として取り組み、必ず教職員がついて、事実の確認、反省、再発防止のための具体的な約束や取組を行う。
- ② 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為を繰り返す場合は、教育委員会、警察、こども家庭センターなどの諸機関と連携する。
- ③ 別室反省指導は状況に応じて1～3日、授業反省指導は5日以内を基本とするが、問題行動のくり返しや反省の様子を踏まえて延長する場合がある。
- ④ 説諭・授業反省指導に関しては、保護者への連絡で済ます場合もあるが、別室反省指導は保護者と連携して実施する。

2 特別な指導の形態

① 学校反省指導

学校で行う反省指導で問題行動の内容、程度により、次のように段階を決定する。

第1段階 説 諭

学年部教職員及び生徒指導主事、部活顧問等生徒との関係性を考えながら状況に応じて指導する。場合によっては、反省を求め、今後の生活改善を約束させる。

第2段階 授業反省指導

通常の授業終了後、反省表に教科担任から授業評価を受ける。放課後に学年部教職員及び生徒指導主事等が別室において、1日の振り返りを行う。

第3段階 別室反省指導

通常の授業とは別の場所(教育相談室又は印刷室等)で行い、振り返り活動や反省文の作成、教科(自習、学力補充)等を行う。

② 家庭反省指導

家庭で行う反省指導で小・中学校ではできない。

状況によっては保護者と連携し、週休日及び休日を活用して家庭反省を行う場合がある。